2025年度ジュニアスポーツ振興助成事業 < 中学校部活動の地域移行(連携)推進助成>

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団

当財団の助成事業は、ジュニアスポーツの振興を目的に、現在「ジュニアスポーツ振興助成」と「国際交流普及助成」の2事業に対し助成金を交付しております。

2018年にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表され、2023年度以降、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進められている中、中学校部活動において学校以外の運営主体による地域クラブ活動への移行(連携)が推進されております。

地域クラブ活動への円滑な移行(連携)を推進するため、当財団の目的に則り、特に中学生のスポーツ振興として、助成金を有効活用し地域クラブ活動への支援を実施いたします。

財団の助成事業申請は、「ジュニアスポーツ振興助成事業」の中で、「中学校部活動の地域移行(連携)推進助成」として区別し、申請受付を行います。

〔募集要項〕

目 的:中学校部活動から地域クラブ活動への移行に伴い、中学校並びに地方公共団体などと連携し、学校 以外の地域団体が運営する事業へ支援し、地域における中学生スポーツの普及と発展の推進に寄与 する。

実 施 期 間		間	通年(毎年4月1日〜翌年3月31日)事業として、年度ごとの報告書・次年度計画書を4月10日までに提出する。また提出書内容を審査し、最大3年間とする。	
交付予定		定	毎年、新規5事業前後への助成金交付を予定とし、初年度5事業、2年目合計10事業前後、 3年目合計15事業前後、4年目以降は15事業前後にて実施する。 この助成事業は、3年毎に状況を確認し、当事業継続の有無を決定する。	
助成金		金	一事業の年間総費用額に対し、50%以内で100万円を上限とする。 事業費には、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、指導者等の謝礼、 その他事業に必要な経費を含む。ただし交際接待費は除外する。 <詳細は財団ホームページの「助成事業」をご確認ください。>	
応募資格		各	申請の「主団体」は、助成団体の要件に加え、下記条件を満たす団体(事業)とする。	
	1)		を校が運営する部活動から、学校以外の地域団体が運営する地域クラブ活動として、地域連て推進する事業実績のある事業とする。	
応	2	中学校並びに地方公共団体などと連携し事業を実施している団体で、連携する全ての中学校 並びに地方公共団体等の確認書他、当財団が指定する書類を添付し提出すること。		
募	3	地域クラブ活動として、中学校部活動移行(連携)への推進および振興への寄与を目的とする 内容の事業とし、3ヵ年計画を提出すること。また、審査に際し、追加資料の提出を求める場合が ある。		
		2年目以降については、財団の指定書式にて前年度の事業報告書・収支決算書並びに新年度の 事業計画書・収支予算書他必要書類を4月10日までに提出すること。		
夕		総合型地域スポーツクラブが申請する場合は、(公財)日本スポーツ協会に登録している団体を 基本とする。		
条	6	指導	情団体は、運営するにあたり、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者または部活動の 算員として認められている者を有すること。また、代表する指導者の資格保有を確認できる書類 ピー等)を提出すること。	
件			は金交付された団体は、モデルクラブとして事業の成果を他の団体に公表することに承諾し、 に関する調査・研究に協力できる団体であること。	
	*	地力	7公共団体:都道府県および区市町村の教育委員会・スポーツ協会/体育協会とし、各競技の協会や連盟などスポーツ競技団体を除く。	

5、申 請 手 続 : <u>助成サポートWebサイト</u> よりご申請ください。

※ 申請に必要な添付書類

提 出 書 類	条件	書 式
履歴事項全部証明書または定款・規約など対象団体である ことを証明する書類	必須	自由書式
前年度団体事業報告・決算報告	必須	自由書式
前年実施の同一事業のパンフレット等	任意	自由書式
指導者(代表)の資格が確認できる書類	必須	自由書式
収支予算書	必須	指定書式
連携する中学校(全て)の確認書	必須	指定書式
連携する地方公共団体等(全て)の確認書	必須	
申請団体と連携する中学校及び地方公共団体等の連携が 確認できる組織図	必 須	自由書式

- ※ 上記、指定書式をクリックし、財団の指定書式にて申請ください。
- ※ 財団の指定書式以外での申請は、受付が出来ませんのでご注意ください。

6、スケジュール: Web申請開始 2024年 9月13日 10:00

> 一次締め切り 2024年11月 5日 15:00 最終締め切り 2024年12月 5日 15:00 審査結果通知 2025年3月上旬(予定) 2025年4月上旬(予定) 助成金交付

- ※ 上記のとおり、通年事業として年1回、申請をお受け付けします。
- ※ 当財団の審査委員会にて、厳正に審査し、採否を決定いたします。
- 7、 注意事項 : 助成金の交付が決定した団体は、助成金交付団体への注意事項の記載内容を十分ご 確認のうえ事業を実施してください。

助成金交付団体への注意事項

8、実施報告書: 助成金の交付が決定した団体は、年度の事業終了後、当財団指定書式「実施報告書」を

4月10日までに提出ください。

(参考) 実施報告・計画書の指定書式

※実施報告については、助成金交付団体へ2026年3月にご案内いたします。

当財団ホームページ「助成事業」および「よくあるご質問(FAQ)」をご確認のうえ ご不明な点がおありでしたら、お問い合わせください。

> 公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 https://www.yonexsports-f.or.jp/ 〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13 TEL:03-3839-7195 E-Mail:zaidan@yonex.co.jp